

プロジェクト **ASAF 対応**  
 項目 **本日の審議**

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会においてご議論いただく事項についてご説明することを目的としている。

## II. 2021 年 12 月開催 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) への対応

### (ASAF 会議における議題)

2. 2021 年 12 月 9 日及び 10 日に開催予定の ASAF 会議では、以下のアジェンダが予定されている。

議 題	発表者	予定 時間	参照 ページ
インタンジブルズ	欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)	75 分	2
戦略的／アジェンダ協議	IASB EFRAG カナダ会計基準審議会 (AcSB) アジア・オセアニア基準設 定主体グループ (AOSSG) (オーストラリア会計基準 審議会 (AASB)) 米国財務会計基準審議会 (FASB)	120 分	2
プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題	IASB	15 分	2
のれん及び減損	IASB	90 分	3
開示に関する取組み－公的説明 責任のない子会社：開示	IASB	60 分	3
開示に関する取組み－的を絞っ た基準レベルの開示のレビュー	IASB	60 分	4

3. 新型コロナウイルスの影響により、ウェブ会議により開催される予定である。

**(各議題への対応方針)**

4. 上記の各議題で求められている情報等に関する対応については次項以降のとおり。

**(インタangibleズ (アジェンダ・ペーパー1) )**

5. 本セッションでは、2021年8月27日にEFRAGが公表したディスカッション・ペーパー「インタangibleズに関するより良い情報－最善の方法はどれか (Better information on intangibles – Which is the best way to go)」(以下「本DP」という。)に対する予備的フィードバックの共有及び本DPに対する議論が予定されている。
6. 当委員会において本日審議を行うことは予定していない。(審議事項(2)-1 参考資料1 及び参考資料2)。

**(戦略的／アジェンダ協議 (アジェンダ・ペーパー2) )**

7. 本セッションでは、ASAFメンバーの各法域で最近行われた戦略的／アジェンダ協議からのフィードバックや決定事項を共有し、2021年3月に公表されたIASBの情報要請「第3次アジェンダ協議」に対するフィードバックとの比較を議論することが目的とされており、以下のASAFメンバーからの発表が予定されている。

(1) AcSB

(2) AOSSG (AASB)

(3) EFRAG

(4) FASB

8. 本日は、議題の概要を別紙にて説明し、ASBJの対応方針にご意見を伺いたい(審議事項(2)-2)。

**(プロジェクトの近況報告と次回ASAF会議の議題 (アジェンダ・ペーパー3) )**

9. アジェンダ・ペーパーでは、2022年3月31日及び4月1日に開催予定の次回ASAF会議について以下の議題が提案されている。当委員会において本日審議を行うことは予定していない。

(1) サプライヤー・ファイナンス契約

2021年11月にIASBが公表した公開草案「サプライヤー・ファイナンス契約 IAS

第7号及びIFRS第7号の修正案(Supplier Finance Arrangements Proposed amendments to IAS 7 and IFRS 7) (コメント期限:2022年3月28日)に対するフィードバックを議論する。

(2) 特約条項付きの非流動負債

2021年11月にIASBが公表した公開草案「特約条項付きの非流動負債 IAS第1号の修正案(Non-current Liabilities with Covenants Proposed amendments to IAS 1)」(コメント期限:2022年3月21日)に対するフィードバックを議論する。

(3) 共通支配下の企業結合

2020年11月にIASBが公表したディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」に対するフィードバックの特定の側面にどのように対応すべきか、スタッフの初期の考えについて、ASAFメンバーの助言を求める。

(4) 料金規制対象活動

プロジェクトの次のステップに関するIASBの議論の最新情報を提供し、ASAFメンバーからの助言を求め、次のステップにおいて、ASAFメンバーがどのようなサポートをしたいかを議論する。

**(のれん及び減損(アジェンダ・ペーパー4))**

10. 本セッションでは、IASBが2020年3月に公表したディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」で示されたIASBの予備的見解を適用したときに企業に開示を期待する情報の例示(開示例)について議論することが目的とされている。
11. 本日は、議題の概要を別紙にて説明し、ASBJの対応方針にご意見を伺いたい(審議事項(2)-3)。

**(開示に関する取組み—公的説明責任のない子会社:開示(アジェンダ・ペーパー5))**

12. IASBは、2021年7月26日に基準書案「公的説明責任のない子会社:開示」(以下「基準書案」という。)を公表し、2022年1月31日までコメントを求めている。基準書案は、要件を満たす子会社が自らの財務諸表において開示要求を削減したIFRS基準を適用することを認める新しいIFRS基準書を提案している。本セッションのアジェンダ・ペーパーでは、基準書案を適用できる企業の範囲について、ASAFメンバーへ意見を求めている。
13. 本日は、審議事項(4)の基準書案への対応の審議とあわせてASAF会議での対応方針を

審議いただく予定である。

**(開示に関する取組み一時的を絞った基準レベルの開示のレビュー (アジェンダ・ペーパー6) )**

14. IASB は 2021 年 3 月 25 日に公開草案「IFRS 基準における開示要求 — 試験的アプローチ IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号の修正案」(以下、「本公開草案」という。)を公表した(コメント期限:2022 年 1 月 12 日<sup>1</sup>)。ASAF 会議における本プロジェクトのセッションの目的は、次の 2 点であるとされている。
- (1) 本公開草案における提案の概要を説明し、IASB のアウトリーチ及びフィールド・ワークのアップデートを提供すること
  - (2) 本公開草案の提案についての ASAF メンバーの法域からの初期的フィードバックを求めること
15. 本日は、審議事項(3)の本公開草案への対応の審議とあわせて ASAF 会議での対応方針を審議いただく予定である。

以 上

---

<sup>1</sup> コメント期限は当初 2021 年 10 月 21 日であったが、2021 年 7 月の IASB ボード会議において 2021 年 1 月 12 日まで延長することが暫定決定された。